◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２３９号(H26. 3. 14)◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝５件（３月７日～３月１３日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスの車両火災
（３）貸切バスと原付バイクが衝突した事故
（４）タクシーが二輪車と接触した事故
（５）トラックの酒気帯び運転事故
２．事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について！
３．臨時運行管理者試験実施のお知らせ！
４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
６．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
10. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
◇◇◇

事故当時、当該乗合バスの運転者は、当該乗客が完全に降車していないにもかかわらず、確認しないまま降車したと思い込み、中扉の閉扉操作を行い車両を発進させたため、当該乗客が発車振動によりバランスを崩し転倒した模様。

（２）貸切バスの車両火災
３月９日（日）午後６時頃、沖縄県の高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客２２名を乗せて運行中、休憩のためパーキングエリアへ立ち寄り、乗客全員を降ろした後、車両後方のエンジンルーム付近から発煙があった。
この火災による負傷者はいない。
事故当時、当該貸切バスの運転者が車両後方から煙りが出ているのに気がつき、車載の消化器で消火作業に当たり、その後、消防車も消火作業に加わり鎮火した模様。

（３）貸切バスと原付バイクが衝突した事故
３月１１日（火）午前９時３０分頃、栃木県において、同県に営業所を置く貸切バスが空車で走行中、原動機付自転車と衝突した。
この事故により、当該原動機付自転車の運転者が死亡した。
事故現場は、片側一車線の信号機のない交差点で、事故当時、当該貸切バスが当該交差点を走行中に原動機付自転車と出会い頭に衝突した模様。

（４）タクシーが二輪車と接触した事故
３月９日(日）午前４時１５分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、逆走してきた二輪車と接触した。
この事故により当該二輪車の運転者が死亡した。
当該タクシーの乗客及び運転者に怪我はない。
事故当時、当該二輪車の運転者は、当該タクシーの後続車とも衝突した後、飛ばされ、走行してきた乗用車に轢かれた模様。

（５）トラックの酒気帯び運転事故
３月７日（金）午後３時３５分頃、佐賀県において、広島県に営業所を置くトラックが踏切で一時停止していた乗用車に衝突し、衝突後そのまま逃走したため、当該乗用車の運転者が１１０番通報し、警察が駆けつけ確認したところ、当該トラック運転者からアルコールが検出された。
この事故による負傷者はない。
当該トラックは、踏切で乗用車に追突した後に交差点の角にあるオートバイ店の展示オートバイ２台に接触後、事故現場から約４００ｍ先の田んぼに転落して停車した模様。

◇◇◇

許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

数発生していることが判明しました。
当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。
このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆